

# 高山市全域での「ごみのポイ捨て」

指定された区域での「路上喫煙」は

**禁止** です!



高山市では、環境の美化を進め、快適な生活環境を確保し、国際観光都市にふさわしい環境の整備を図るため、「高山市ポイ捨て等及び路上喫煙禁止条例」を制定しています。併せて、本市では、**海洋ごみの抑制**を目指して、河川流域の美化活動を推進しています。

## —— この条例では、次のことが禁止されています ——

- ごみのポイ捨て・飼い犬等のふんの放置（区域＝高山市全域）
- 路上喫煙（区域＝路上喫煙禁止区域 ※裏の図面参照）

## —— 皆さんへのお願いです ——

- 市民・観光客の皆さんへ…  
たばこの吸い殻や飲み物の容器などは持ち帰りましょう。  
路上喫煙禁止区域での喫煙はやめましょう。  
ペットを散歩させるときは、ふんの回収用具を持参しましょう。
- 事業者(店舗等)の皆さんへ…  
ポイ捨てを防止するための啓発や清掃を行いましょう。

「少くらい…」「自分くらい…」といった身勝手な行動が、まちを汚すことにつながります。誰もが快適に過ごせるよう、皆さんのご協力をお願いします。

高山市役所 ごみ処理場建設推進課

〒506-8555 高山市 花岡町 2-18

電話<0577>35-3138 FAX<0577>35-3169